

事務連絡

平成 29 年 3 月 27 日

関係各位

静岡市都市局都市計画部
都市計画課長

「静岡市立地適正化計画」策定・公表に伴う届出制度について

日頃より本市の都市計画行政にご協力をいただきありがとうございます。

標記について、平成 29 年 3 月 31 日付で「静岡市立地適正化計画」を策定・公表致します。これに伴い、本計画に定める集約化拠点形成区域*外に誘導施設の建築等を行う場合には市への事前届出が必要となります。

貴団体の関係者（支店・営業所や会員等）へご連絡いただけますようお願いいたします。

詳細につきましては、静岡市ホームページよりご覧ください。

・「静岡市立地適正化計画」策定・公表に伴う届出制度について

http://www.city.shizuoka.jp/299_000001_00003.html

別添 【ご案内】「静岡市立地適正化計画」策定・公表に伴う届出制度について

*都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域

- | |
|--|
| <p>○届出は、工事着手の 30 日前までにご提出いただく必要があります。</p> <p>○計画策定・公表時点で、工事着手まで 30 日を切っている場合は、速やかに届出をご提出いただくこととなります。（例：4 月 10 日に工事着手の場合など）</p> |
|--|

【連絡先】

静岡市 都市局 都市計画部
都市計画課 土地利用計画係

Tel 054-221-1409



本市では、平成29年3月31日に、「静岡市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）」を策定・公表します。

本計画では、便利でにぎわいのある都市の実現に向けて、中心部などの拠点エリアへ必要な都市機能を誘導し、様々なサービスの充実を図ります。

誘導施設*1の整備動向を把握するため、以下「I 対象となる行為」に該当する開発・建築行為を行う場合には、市への事前届出が必要となります。

I 対象となる行為

- **集約化拠点形成区域*2外**（区域は裏面参照）で以下の行為を行う場合、**工事着手の30日前までに届出の提出が必要**になります。

① 開発行為

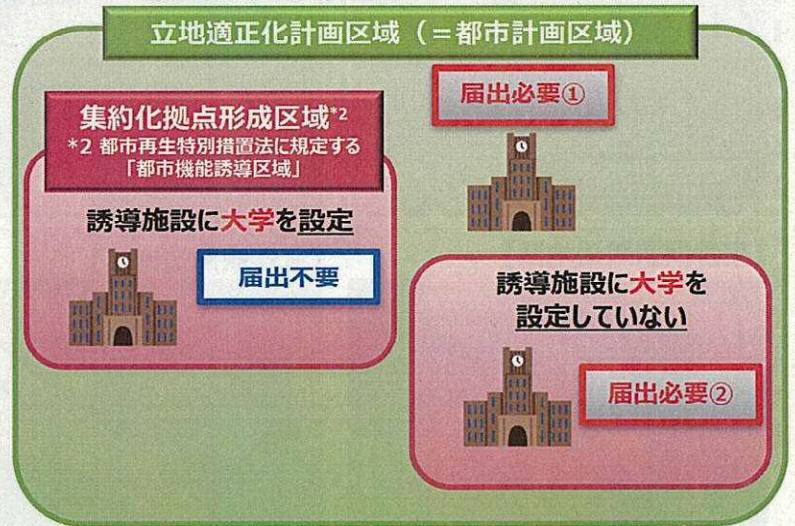
- 誘導施設*1を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

② 建築行為

- 誘導施設*1を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設*1を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設*1を有する建築物とする場合

※区域・敷地の一部が集約化拠点形成区域内にある場合は、届出は必要ありません。
 ※都市計画区域外は、届出の対象外です。

《届出が必要な場合と不要な場合の例》



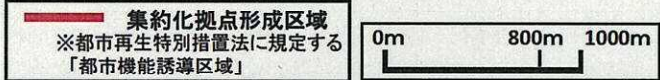
《各集約化拠点形成区域*2における誘導施設*1》

誘導施設*1	誘導施設の定義	集約化拠点形成区域*2					
		静岡駅 周辺地区	清水駅 周辺地区	東静岡駅 周辺地区	草薙駅 周辺地区	駿河区役所 周辺地区	安倍川駅 周辺地区
市役所	静岡市の庁舎	●	●				
区役所	地方自治法第252条の20に規定する事務所	●	●			●	
支所	地方自治法第252条の20に規定する出張所						●
総合病院	医療法第1条の5に規定する病院のうち、病床数が100以上で診療科目に内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の5科を含む施設	●	●				
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設	●	●	●	●	●	●
中央福祉センター	静岡市中央福祉センター条例第1条に規定する施設	●					
地域福祉推進センター	静岡市社会福祉協議会が、市内の地域福祉の推進に必要な各種事業等を展開するための拠点施設	●	●			●	
大学	学校教育法第1条に規定する大学（短期大学、大学院を含む）	●	●	●	●		
専修学校	学校教育法第124条に規定する学校	●	●	●	●		
博物館	博物館法第2条第1項に規定する博物館	●	●			●	
博物館相当施設	博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設	●	●			●	
大規模ホール	客席数1,000席以上の多目的ホールを有する施設	●	●	●			
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	●	●	●	●	●	●
男女共同参画施設	静岡市女性会館条例第1条に規定する施設	●					

* 1 市民の生活の豊かさや利便性の向上、まちのにぎわいを生み出す観点から、集約化拠点形成区域に立地を誘導する（既存施設の維持も含む）施設。
 * 2 医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を誘導し、多くの人々が利用しやすい場所となるよう、様々なサービスの充実を図る区域。（都市再生特別措置法に規定する「都市機能誘導区域」）

《集約化拠点形成区域*2》

区域の詳細は都市計画課にてご確認ください

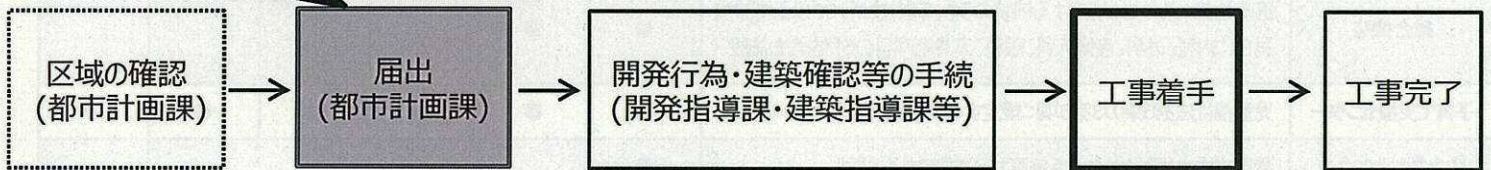


近日中に、「都市計画情報インターネット提供サービス」での公開も予定しております

II 必要な手続

《手続の流れ》

工事着手の30日前までに届出が必要



《届出書類》 ※届出書の様式は、都市計画課HPよりダウンロードしてください

行為の種類	届出書	添付書類
開発行為の場合	様式1	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上) ② 設計図(縮尺100分の1以上) ③ その他参考となるべき事項を記載した図面
建築行為の場合	様式2	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上) ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上) ③ その他参考となるべき事項を記載した図面
上記2つの届出内容を変更する場合	様式3	上記のそれぞれの場合と同じ

■ お問合せ先 ■

静岡市 都市局 都市計画部 都市計画課 土地利用計画係 TEL: 054-221-1409